

ブロック塀等撤去費補助制度について

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、ブロック塀等の撤去等を行う所有者等に対して、ブロック塀等の撤去・一部撤去に係る費用の一部を補助します。補助を受けるためには、工事を行う前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

申請関係書類は、市ホームページや都市計画課窓口にて用意しています。

■補助の期間 令和3年3月31日まで ※補助期間中でも予算額に達し次第、受付を終了します。

■補助の対象となるブロック塀

道路等に面した、地盤からの高さが80センチメートル以上のブロック塀で、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」に適合しない項目が一つでもあるもの。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

区分	補強コンクリートブロック造の塀	組積造の塀 (レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造等)
塀の高さ	地盤面から2.2m以下	地盤面から1.2m以下
壁の厚さ	塀の高さが2m以下は10cm以上、塀の高さが2m超は15cm以上	各部分の壁の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある。
控壁	塀の高さが1.2mを超える場合、塀の長さ3.4m以下ごとに径9mm以上の鉄筋が入った、塀の高さの5分の1以上の控壁がある。	塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある。
鉄筋	塀の中に径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	/
基礎	塀の高さ1.2mを超える場合は、丈が35cm以上、根入れの深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	根入れの深さが20cm以上ある。
健全性	塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはない。	塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはない。

■補助の対象となる工事 ブロック塀の撤去、高さを80cm以下の高さに除却する工事

■補助対象者 次のすべての要件を満たす方

- ・市内にあるブロック塀の所有者
- ・同一のブロック塀の撤去等に対して、補助金を受けていない方
- ・ブロック塀の撤去等を市内の法人や個人事業者に請け負わせる方

- ・ブロック塀が設置されている土地や付属する建物の販売に伴い行うものでない方
- ・ブロック塀が、国や地方公共団体が行う移転補償に係る事業の対象になっていない方
- ・国税・県税・市税の滞納のない方

■補助金額 (1,000円未満切り捨て)

通学路に面している場合	撤去工事費と対象工事の塀等の長さに15,000円/mを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額 (上限200,000円)
通学路以外の道路に面している場合	撤去工事費と対象工事の塀等の長さに15,000円/mを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額 (上限150,000円)

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(32)8909